

今回の協議会でご議論いただきたい点

今回の協議会では、これまでのご意見の計画への反映状況をご確認いただくとともに、「第2編 2. バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区（移動等円滑化促進地区）の設定」から「第2編 4. 基本構想の策定方針」について、これまでの検討に加え、更に議論を深めていただきたいと存じます。

特にご議論いただきたい点は、以下の点です。

1. 頂いたご意見と計画の変更点（資料④）

協議会、個別の意見交換時に頂いた意見の計画への反映状況をご確認ください。

2. 移動等円滑化促進地区の設定（26～27 頁）

設定の考え方、設定地区について、ご議論をお願いいたします。

3. 生活関連施設の設定（28～29 頁）

「生活関連施設」の設定基準についてご議論をお願いいたします。

4. 「移動等円滑化促進地区のまちづくりに関する方針」（30～51 頁）

これまでの検討で、移動等円滑化促進地区に設定することとした 11 地区の、まちづくりに関する方針「第2編 3.1 ～ 3.11」について、

- ① 生活関連施設と生活関連経路
- ② 地区の目標と取組方針

について、ご議論をお願いいたします。

5. 基本構想の策定方針（52～53 頁）

今後の各地区の基本構想策定に向けた方針について、ご議論をお願いいたします。

明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）

第1編 本計画について

- (1) 計画策定の背景
- (2) 本計画の策定について

計画の位置付け、検討経緯、平成14年基本構想の検証

基本理念

誰もが「出かけることができる」「出かけたくなるまち」を目指し、ユニバーサルデザインの考えに沿ってまちづくりを進め、ユーザビリティの向上を図る。

バリアフリー法で新たに創設

基本理念の実現に向けた基本目標

**移動等円滑化促進方針
(マスタープラン)**

第2編 全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針

- (1) ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針

- ①基本方針の考え方
- ②当事者・市民の意見を反映したユニバーサルデザインのまちづくり
- ③安全・安心なまちを支える都市整備
- ④心のバリアフリーに関する事項
- ⑤ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な情報提供
- ⑥ユニバーサルツーリズムの推進
- ⑦災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり

- (2) バリアフリー化の促進が必要な地区（移動等円滑化促進地区）の設定

- ①バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区を設定
- ②生活関連施設と生活関連経路の設定

各地区内の、常に不特定多数の人が利用する施設（生活関連施設）と、その施設間を結ぶ経路（生活関連経路）を指定

- (3) 移動等円滑化促進地区のまちづくりに関する方針

各地区の特性、バリアフリー状況、地区目標、取組方針

- (4) 基本構想の策定方針

検討

具体の事業化が見込める地区

改正バリアフリー法に基づき旧基本構想を見直し

基本構想

第3編 事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区の方針

- (1) 重点整備地区の設定
- (2) 各重点整備地区における事業内容

事業内容、事業者、事業期間等を調整できる範囲で明記。

本計画に基づき、事業者は事業を推進。

公共交通特定事業・道路特定事業・交通安全特定事業・都市公園特定事業・
路外駐車場特定事業・建築物特定事業・その他事業

- (3) その他、重点整備地区におけるユニバーサルデザインのまちづくりに必要な事項